

陳情第120号	受理年月日	平成31年2月28日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	公契約条例の制定による適正賃金、労働条件の確保と地域経済の振興について	
要旨	<p>自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金を低下させている。建設産業への若年入職者が減少する一方、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手へ技能が承継されず、建設産業や公共関連事業の将来に深い影を落とす。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラ整備、維持、改修にも支障が生じかねない。低額発注や重層下請のピンはね構造による低賃金は、ワーキングプアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の質の劣化、事故を招く。</p> <p>ここ数年は、トップランナー方式による自治体財政の締めつけが厳しくなり、正規職員の非正規職員への置きかえが進むなど、公務、公共サービスの質的劣化が問題になっている。更に、各地で相次ぐ自然災害でも、公共施設への信頼に疑問が出される場面もふえている。その上、労働者不足で建設産業そのものが疲弊し、地域経済の維持に警鐘が發せられており、老朽化の進行による生活関連インフラの改修すらできない事態が起きている。</p> <p>その打開のため国土交通省は、2013年から2018年の6年間で、公共工事設計労務単価を全職種平均で39.3%（東日本大震災被災地では55.3%）引き上げ、適切な賃金水準の確保と社会保険加入を業界団体や自治体に要請した。これによって、公的機関からの公共工事発注単価は改善されたが、元請企業や中間業者による中抜きやピンはね、一向に改善されない重層下請構造などで、その賃金が現場の労働者に届いておらず、現場労働者の処遇は、政府の意図どおりには改善されていない。更に、アウトソーシングや指定管理の現場で働く多くの労働者の賃金は、最低賃金に接近している。</p> <p>こうした事態を改善するために、今、公契約条例の制定が各地で急速</p>	

に広がっている。残念ながら、国内で賃金を規定できる法律、条例は、最低賃金法と公契約法、条例以外にはない。公契約条例を制定する目的は、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務、公共サービスの質の確保、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立を目指し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとする自治体の決意を住民に宣言することにある。

北九州市でも、早急に公契約条例を制定し、住民の安全・安心を守る公務、公共サービスの質を確保するために、ダンピング受注を廃して適正価格による受発注を実施し、労働条件を改善することが緊急に必要である。更に、人手不足の拡大によって、必要な行政サービスが確保できないような事態は避けなければならない。

このため、北九州市が労働者の適正な賃金、労働条件を確保する公契約条例を制定すべく、別紙案文を決議し、行政側に実施を求めていただきたい。